

「個人住民税徴収対策に関する県・市町村 共同アピール」

平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所（当面、従業員が3名以上の事業所）を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収を徹底します。

[背景]

- 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うために、地方の自主財源である地方税収の確保は、欠くことのできないものである。
- 平成19年の国から地方への税源移譲により、個人住民税の税収が増加したが、それに伴い、その滞納額は大幅に増加し、平成25年度末には、103億円に及んでいる。
- こうした状況の下、個人住民税の徴収対策は、県・市町村いずれにとっても早急に解決しなければならない課題であり、特別徴収の徹底や岡山県滞納整理推進機構の活用など徴収対策の強化を、県・市町村が協力、連携して展開することで、滞納の縮減を強力に推し進めていく。

平成26年8月7日

個人住民税徴収対策会議